

# 選手村地区エネルギー事業 事業者募集要項等

## 質問回答書

平成29年7月

東京都都市整備局

選手村地区エネルギー事業 事業者募集要項等  
質問回答書

番号	質問タイトル	資料名	該当箇所			質問	回答
			頁	行	項目		
1	街区供給における想定電力需要	事業者募集要項	2	7	3_(2)_ア	現在想定可能な各設置用地のエネルギー需要想定をお示ください。 5-7街区の商業棟のエネルギー需要は特に大きいと想定されますので、設置する燃料電池の発電量の設計等に反映する必要があります。	現時点の各街区共用部における電力需要の想定(ピーク時)は以下のとおりです。 5-3街区:約2040kW / 5-4街区:約1080kW 5-5街区:約1830kW / 5-6街区:約1880kW ただし、商業街区については、特定建築者が現在設計を進めている段階であり、現時点では需要想定をお示しすることができません。 なお、純水素燃料電池による電力については、このうちの一部で活用することを前提としており、商業も含むすべての街区でそれぞれ最大で30k~40kWの供給を受け入れる想定です。
2	新たなエネルギー供給先の可能性	事業者募集要項	4	1	3_(3)_キ	「水素パイプラインの延長や新たな供給先へのエネルギー供給の可能性等について、都との協議に応じる」とあるが、具体的な供給先候補はあるのか。	現時点で具体的な候補としてお示しできるものではありません。周辺の水素利活用のニーズ等に応じて、今後、水素パイプラインの延長や新たな供給先を検討する可能性があります。
3	事業期間中の都の協議先	事業者募集要項	4	3	3_(3)_キ	事業期間中の都の協議先を教えてください。	事業期間中における、水素パイプラインの延長や新たな供給先へのエネルギー供給の可能性等に関する基本的な協議については、東京都都市整備局が協議先となります。
4	道路占用手続き	事業者募集要項	6	4	5_(4)	第一市街地整備事務所を通して、道路管理者と折衝することの意図を教えてください。 道路占用手続きは実施者に選定されてからと説明会で説明があり、工程表からは10月から折衝を開始することになります。水素導管の特殊性、行政手続きのリードタイムから相当の期間が必要となると考えられるが、東京都建設局や中央区の道路管理者とは既に調整済みでしょうか。(年内12月頃までに工事着工出来る目処があるのでしょうか。) 道路占用手続き等の遅延により、工事着工が大幅に遅延した場合、行政にて他インフラ工事との調整を実施し、水素パイプラインの埋設に必要な日数を確保してもらえるのでしょうか。	水素パイプラインを敷設予定の道路は、現在、第一市街地整備事務所が道路整備工事及び表面管理を行っています。各企業者の道路占用位置調整及び工事調整についても、第一市街地整備事務所が主体となり実施しているため、第一市街地整備事務所との十分な調整の上で、道路管理者と折衝、手続きをしていただくことを目的としています。  道路管理者とは事業者決定後に協議が必要となりますが、特に水素パイプラインの安全性の確保に関わる事項については、円滑に協議を進めるためにも事業者のノウハウに基づいた提案をしていただくことが望ましいと考えます。 工事着手遅延の有無に関わらず、他の企業者と同様に、基本的には事業者が主体となり関係各所との調整を行い工事を進めていただきます。
5	エネルギー供給契約	事業者募集要項	7	2	5_(9)	エネルギー供給契約の内容を教えてください。	エネルギー供給契約の内容としては、純水素型燃料電池の設置に関する条件、各街区へのエネルギー供給に関する供給時期及び供給条件(供給量、単価等)並びに車両へのエネルギー供給条件を想定しています。 事業者は基本協定や事業実施条件に関する合意を踏まえ、エネルギー供給契約の当事者間で、事業実施にあたり必要な条件について合意してください。なお、エネルギー供給契約の概要については契約条件書のP4~5を参考にしてください。
6	設置に関する条件	事業者募集要項	16	27	1_(3)	所有権移転後引き継ぐ設置に関する条件について教えてください。	設置に関する条件としては、純水素型燃料電池設置用地の所有権が最終的に区分所有者に移転した後も、引き続き事業者が当該施設等を設置・運営するための土地利用に関する事項(場所、期間、権利関係等)を想定しており、事業実施条件に関する合意において詳細を定める予定です。 なお、当該用地等については既に東京都と特定建築者で敷地譲渡契約を締結しているため、条件の具体的な内容については、特定建築者との協議の上で決定していただきます。

選手村地区エネルギー事業 事業者募集要項等  
質問回答書

番号	質問タイトル	資料名	該当箇所			質問	回答
			頁	行	項目		
7	車両(燃料電池バス等)への水素供給事業に関する条件	事業者募集要項	17	27	1_(5)_ウ	「燃料電池バスが転回可能な施設配置」との条件に、連節バスが含まれているが、バス車両の諸元データ(車幅・寸法、軌道等)が一切示されていない。このため、事業者の推測に基づく、精度の低い施設配置検討になってしまう点は、審査において考慮していただけるか。	連節バスに関しては、現在運航中の連節バス(千葉県幕張新都心地域等)の諸元を参考に検討してください。 なお、施設配置等の詳細については、事業者決定後に、事業関係者との協議の上で精査していただく予定です。
8	プレゼンテーション事業での収入の帰属	事業者募集要項	19	5	1_(7)_ウ	「プレゼンテーション事業は、都が自らの事業として実施する」とあるが、水素供給施設を通じて販売される水素の売上金は、事業者の収入になるのか。都の収入になるのか。	プレゼンテーション事業における収入は、基本的に保守・運営費用に充当する想定です。 詳細については、東京2020大会の協力内容に関する協議を踏まえ、決定する予定です。
9	プレゼンテーション事業での水素販売価格	事業者募集要項	19	5	1_(7)_ウ	上記質問への回答が「事業者の収入」の場合、価格決定権は事業者に帰属するものと考えてよいのか。 ※プレゼンテーション施設での水素販売価格の決定については、今年4月の「選手村地区エネルギー事業・事業実施方針」に関する質問回答(番号10)において、「プレゼンテーション事業の実施主体は東京都」とした上で、「水素販売価格や営業時間等に関する事項は、事業者決定後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関係機関等との協議を踏まえ、決定していく」とあり、価格決定者＝都と解釈できる記載内容となっているが、価格決定者と収入帰属者とは一致すべきなのではないか)	No.8の回答を参照してください。
10	プレゼンテーション施設での商標の使用	事業者募集要項	19	23	1_(7)_エ	プレゼンテーション施設のうち、都が負担する施設・設備(例:補助対象外の管理棟や防火塀など)は、都保有の固定資産に計上されると認識しているが、そこに事業者の指定商標・ロゴマーク等の塗装・掲示を行ってもよいのか。	東京都が負担する施設・設備に対しては、原則として、営利目的での商標等の掲示は認められませんが、プレゼンテーション事業に協力していただく事業者の商標等の掲示については、東京2020大会関係者等との協議を踏まえ、決定する予定です。
11	プレゼンテーション施設およびインフォメーション施設の費用負担	事業者募集要項	19	23	1_(7)_エ	「プレゼンテーション施設・設備のうち、水素ステーション施設整備用地に移設して使用する水素供給施設・設備に関する費用は事業者が負担する」とあるが、プレゼンテーション施設・インフォメーション施設の全体での設計費/レイアウト作成費や、移設できない補助対象設備・機器(配管類など)は、都が負担するのか。	基本的には、プレゼンテーション事業に使用する施設・設備に関する費用(設計費等を含む)は都が負担し、このうち、大会後にも使用する施設・設備に関する費用は事業者には負担していただく想定です。 詳細については、東京2020大会の協力内容に関する協議を踏まえ、決定する予定です。
12	付帯事業の実施に関する条件	事業者募集要項	20	14	1_(9)_ウ	付帯事業として、第三者が運営するテナント店舗を誘致・併設(例:コンビニ、飲食店など)する場合、その相手先の最終的な選定期間は、事業者確定以降となってもよいのか。	付帯事業の委託先(具体的なテナント)については、必ずしも基本協定締結までに確定させる必要はありません。 ただし、提案審査では事業の確実性が評価対象となるため、提案内容が実現不可能とならないよう留意してください。
13	水素ステーションの運営開始後の都への報告	別紙1 契約条件書	17	13	7_(4)_ア	各事業年度初めの計画書(ア)、および半期ごとの業務報告を都へ提出することとされているが、国および東京都からの補助金(需要創出活動費補助)の申請時・実績報告時の際に提出している、運営計画や実績報告に関する書類のコピーを添付する等して、効率化できないのか。	東京都としても事務手続きの効率化に異論はありません。契約条件書にも記載のとおり、年度計画書及び業務報告書の記載事項に関しては、基本協定締結までの協議によって決定する予定です。